

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案 (概要)

1. 都市再生緊急整備地域の変更内容

都市再生緊急整備地域について、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 5 条第 1 項に基づく地方公共団体からの指定に係る申出があり、都市再生基本方針に定める指定基準に適合すると認められることから、既指定地域の評価を実施した上で、都市再生緊急整備地域の拡大及び地域整備方針の変更を行う。

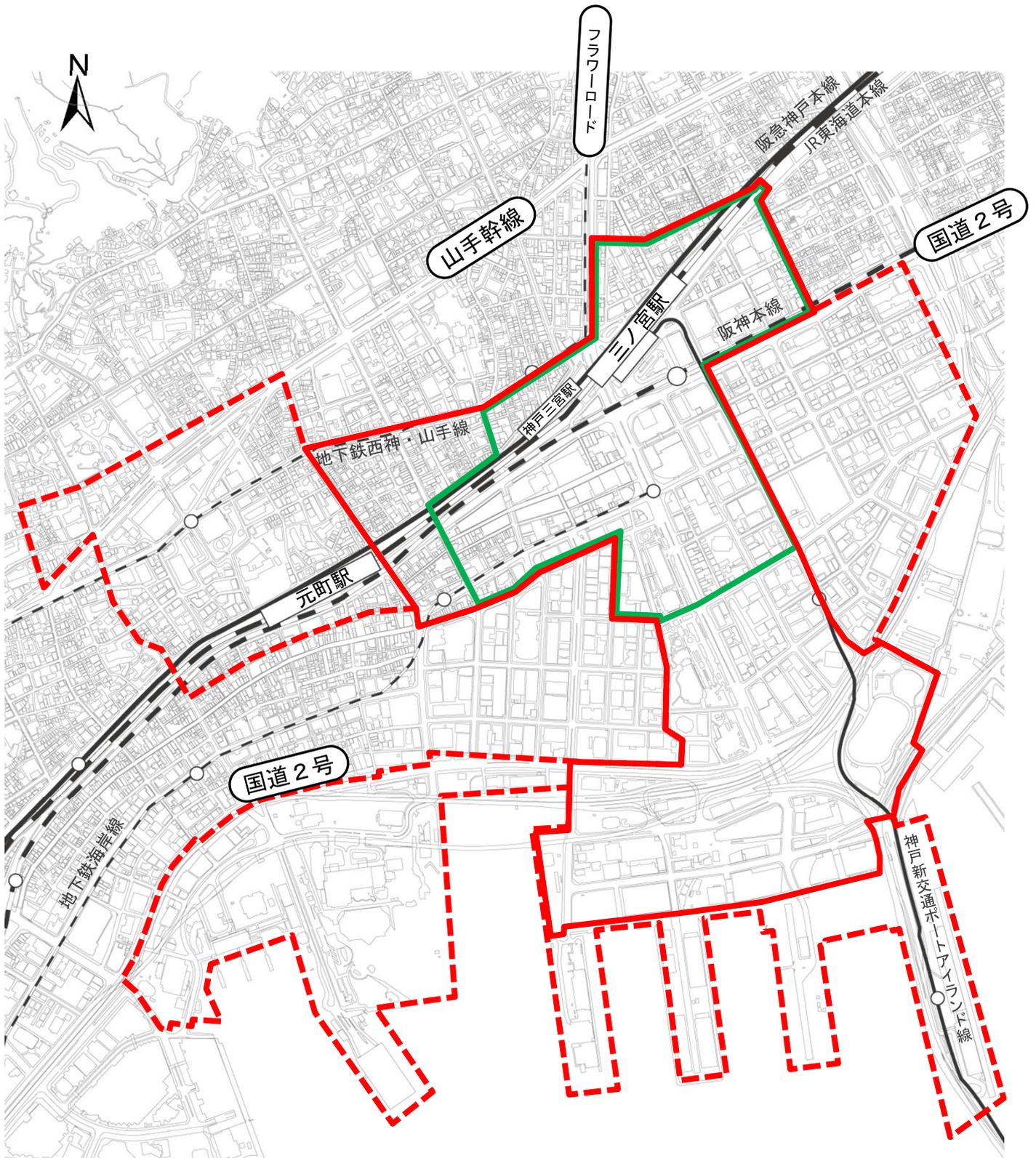
自治体名	都市再生緊急整備地域名		種別	面積※	
	拡大前	拡大後		拡大前	拡大後
神戸市	神戸三宮駅周辺・臨海地域	神戸都心・臨海地域	地域拡大	98ha【45ha】	215ha【45ha】

※【】内は特定都市再生緊急整備地域の面積

2. 神戸都心・臨海地域について

官民連携による都市開発事業や交通環境の再構築などを通じて、三宮駅周辺を中心としたまちづくりが着実に進行中である。今回、都市開発事業等の機運が高まりつつある元町エリアやウォーターフロントエリア等に地域拡大を行い、都心エリア全体の活性化を目指す。また、併せて地域名称を「神戸都心・臨海地域」に変更する。

神戸都心・臨海地域<215ha【45ha】> 区域図



-  都市再生緊急整備地域
-  都市再生緊急整備地域(拡大)
-  特定都市再生緊急整備地域